

市税・国民健康保険料は納期内に納付を

市税・国保料は、市民の暮らしやまちづくりなど、生活に欠かせない事業やサービスを提供する貴重な財源です。納期内の納付をお願いいたします。

便利な口座振替を

ご利用ください
申し込みは、引き落としを希望される月の前月15日までに口座振替依頼書を市税等取扱金融機関(市外の金融機関には同依頼書がない場合あり)や担当課へ提出してください。また、同依頼書の郵送を希望される場合は、担当課へご相談ください。

※ゆうちょ銀行をご利用の場合は、直接ゆうちょ銀行へお申し込みください。

コンビニやスマートフォン

決済アプリでも納付可能
市税・国保料は、市役所や銀行・信用金庫、農業協同組合、郵便局、コンビニ、Paypay、LINE Payで納付できます(取扱金融機関やコンビニは納

付書の裏面に記載してあります。

4月から

地方税の納付が

さらに便利に

令和5年4月から次の対象税目のみ、納付書に印刷された地方税統一QRコード(e-LIQR)を利用することで、全国のe-LIQR対応金融機関で納付が可能となりました。

市税・国民健康保険料の納期

市・府民税(普通徴収分)	6月・8月・10月・12月
固定資産税、都市計画税	5月・7月・9月・11月
軽自動車税	6月
国民健康保険料	6月～翌年3月の各月

※納期月の末日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日が納期限となります。12月は28日が納期限です。

対象税目 市民税・府民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)

さらに、e-LIQRの読み取りにより、スマートフォン決済アプリによる納付のほか、ご自宅のパソコンやスマートフォンを使って「地方税お支払サイト」からクレジットカード(手

市税に関すること 税務課市民税係(☎983・2481)
国民健康保険料に関すること 国保医療課国保年金係(☎983・2962)

自動車税と軽自動車税は納期内に納付を

自動車税や軽自動車税の要件や必要書類等、詳しくはお問い合わせください。

は、4月1日現在登録されている所有者に課税されています。次の時期に納税通知書を送付しますので、納期内に納付をお願いいたします。

自動車税(種別割)
納税通知書を5月上旬に郵送します。金融機関やコンビニ、京都府の納税窓口、各種キャッシュレス納税で5月31日(水)までに納付

軽自動車税(種別割)
納税通知書を6月上旬に送付します。納期限は6月30日(金)です。

自動車税に関すること 京都府山城広域振興局税務課(☎0774・235400)
軽自動車税に関すること 税務課市民税係(☎983・1113、983・2164)

民生児童委員の活動を紹介します

民生委員は、地域児童の健全育成を進める児童委員の役割も兼ねていることから「民生児童委員」と呼ばれています。

また、児童問題を主に担当する主任児童委員も各小学校区に配置されています。各委員とも任期は3年

で、厚生労働大臣から委嘱された138人が、市内7地区にて活動されています。

民生児童委員の主な活動

【調査】地域内の高齢、障がい、母子、父子など、福祉問題を抱えている世帯の有無や、その世帯のニーズの把握

【相談】福祉に関する悩みや心配ごとの相談を実施
【情報提供】各種福祉制度に関する情報提供
【連絡調整】相談を受けた福祉問題について、適切な対応がとれるように、市や関係機関との連絡調整

【その他】各種証明書などの取扱業務の紹介や、行政や社会福祉協議会などが実施する諸活動(要援護者の見守りなど)への協力



こどもすくすくひろばでの活動風景(令和4年12月7日撮影)

地域の身近な相談役

お気軽にご相談ください
各委員は市民の皆さんの身近な相談役として、困りごとに応じた助言や、市役所の担当部署へのパイプ役として、解決のお手伝いをします。

地域ごとに担当の委員が決まっています。委員の氏名や連絡先などは、福祉総務課までお問い合わせください。なお、相談内容などの秘密は厳守されます。一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

個人情報保護制度の仕組みが変わりました

令和5年4月1日に個人情報の保護に関する法律(以下、「法」)の規定が個人情報保護制度に関する全国共通のルールとして、すべての地方公共団体に適用されました。

これにより、本市個人情報保護条例を廃止し、これまでの取り組みを踏まえた「八幡市個人情報の保

護に関する法律施行条例」を新たに制定しました。なお、個人情報保護制度の運用が法に変わっても、個人情報に関する市民の権利の保障や、個人の権利利益の保護という基本的な考え方は変わりません。引き続き、市民の皆さんの個人情報の適正な取り扱いに取り組んでまいります。

☎市民協働推進課(☎983-5749)

法施行条例による市独自の個人情報保護措置(法との違い)

項目	区分	内容
①個人情報ファイル簿の作成・公表	法	記録される個人の数が1,000人以上の個人情報ファイルに限り、個人情報ファイル簿を作成。
	市独自	個人情報の取り扱いの透明性を確保するため、1,000人未満の場合でも、個人情報ファイル簿を作成。
②開示請求手数料	法・市独自	開示請求時の手数料は無料。写しの交付の場合はA4判1枚10円が必要。
	法	開示等の決定期限は、開示請求があった日から30日以内。
③開示等決定期限	市独自	その期限を開示請求のあった日から8勤務日以内(延長は17勤務日(最大25勤務日)まで可)。
	法	あらかじめ自己情報の開示請求手続きが必要。
④訂正・利用停止請求	法	迅速に自己情報コントロール権を行使できるように、開示請求の手続きを経ずに訂正等の請求が可能。
	市独自	

5月12日は

「民生委員・児童委員の日」

です

民生児童委員協議会では、5月12日(金)から1週間を活動強化週間とし、市役所や男山児童センター、式部谷橋にPR用の懸垂幕や横断幕を設置するほか、民生児童委員の活動PRのため、次の日時に街頭啓発を行います。

日時 5月12日(金)

①午前10時～、②午後6時～

場所

- ①イズミヤスーパーセンター八幡店、業務スーパー男山店
- ②京阪石清水八幡宮駅、京阪橋本駅

☎福祉総務課(☎983-1334)

マイナポイントの手続き期限

9月末まで延長

締め切り間近になると窓口が混雑するため、お早めに手続きしてください。

マイナポイントの申請方法がわか

らない人は、市役所1階エントランスにマイナポイント手続支援窓口を開設していますので、ご利用ください。手続きに必要なものは、市民課マイナンバーカード担当までお問い合わせいただくか、こちらのQRコードからご確認ください。



※マイナポイントは令和5年2月末まで(オンライン申請の場合は3月1日まで)にマイナンバーカードを申請した人が対象です。
※5月1日(月)、2日(火)は、

システムメンテナンスのためマイナンバーカード電子証明書の更新ができません。このほか、市役所のマイナンバーカードの手続きが一部制限されています。詳しくは、お問い合わせください。

☎市民課マイナンバーフリーダイヤル(☎0120-038-614)